

日本パラグライダー協会

セーフティトレーニング規定

日本パラグライダー協会

(2015年9月15日 バージョン4.0)

日本パラグライダー協会（JPA）認定セーフティトレーニング規定

（2015年9月15日付バージョン4.0）

1. 「セーフティトレーニングの意義」

「JPA 認定セーフティトレーニング」は、JPA パイロット会員が一般的な飛行可能な環境において、異常飛行状態に陥ったとき、JPA パイロット会員がその異常飛行状態を的確に判断し、対処することのできる知識と能力を向上させる為に行われる。

2. 「JPA セーフティトレーニング」の要件

「JPA 認定セーフティトレーニング」は、「JPA セーフティトレーナー」の指導の下でのみ実施することができる。「JPA セーフティトレーニング」の提供及び実施のための要件は、2.1 項「運営上の要件」及び 1.2 項「人的要件」に記載する履行義務並びに条件のほか、4 項に説明する指導要領を履行し、遵守することである。

2.1 運営上の要件

- 2.1.1 日本パラグライダー協会（JPA）、もしくは JPA に所属するパラグライダースクールおよびパラグライダー関連事業体の主催。
- 2.1.2 セーフティトレーニングに適したフライトエリアの使用許可を得ること。実技開始ポイントの鉛直下方の水上にブイなどを設置し、実技を行う場所を明確にしなければならない。また、トレーニングは風向きにかかわらず、レスキューパラシュートを開傘し、着水できる範囲内で行うこと。また、岸边近くに適切なランディング場所があること。
- 2.1.3 水面上でフライトトレーニングを行う場合、迅速に水難救助を行える船舶を用意すること。
- 2.1.4 水面上でフライトトレーニングを行う場合、セーフティトレーニング参加者全員が不測の事態に備え適切な救命胴衣を着用すること。
- 2.1.5 水面上でフライトトレーニングを行う場合、セーフティトレーニング参加者全員が適切な無線機を装備していること。セーフティトレーナーの無線による指示が極限状態でも聴き取れるようにすべての無線機にはイヤホン又はヘッドセット付ヘルメットを装備しなければならない。無線機は参加者自らが正しく作動するか事前に確認すること。
- 2.1.6 参加者が水面上で行うフライトのビデオ記録の保存。
- 2.1.7 理論講習を行う場所が設備されていること。
- 2.1.8 救命または治療を行える救護機関へ負傷者の搬送を行えること。
- 2.1.9 救護機関と連絡が取れること。
- 2.1.10 迅速に応急手当ができること。
- 2.1.11 フライト実技指導のための適切な理論講習用の資料を準備すること。
- 2.1.12 セーフティトレーニング参加者の参加申込書および誓約書を保存すること。
- 2.1.13 セーフティトレーニングのための「組織図」があること。
- 2.1.14 緊急事態発生時の「緊急連絡系統図」があること。
- 2.1.15 開催にあたっては、事前に 2.1.13「組織図」、2.1.14「緊急連絡系統図」を JPA 事務局に提出すること。

2.2 人的要件

- 2.2.1 セーフティトレーニングを行うインストラクターは「JPA セーフティトレーナー」の資格を有していること。
- 2.2.2 テイクオフディレクターは、「JPA アシスタントインストラクター」以上の指導者の資格を所持していること。
- 2.2.3 セーフティトレーニングを行うインストラクターが救助目的に適したボートを操縦できない場合は、ボート操縦を行える船舶操縦免許所持者を動員できなければならない。
- 2.2.4 水上でセーフティトレーニングを実施する際の最低配置人員は次のとおりとする。
 - a) 離陸地点で離陸の補助と管理を行うインストラクター（JPA アシスタントインストラクター以上） 1 名
 - b) 不時着水時に、水難救助を行う船舶の船舶操縦免許を所持する操縦者 1 名
 - c) セーフティトレーニングの技術指導を行うインストラクター（JPA セーフティトレーナー） 1 名
 - d) フライトのビデオ記録をするカメラマン 1 名

* 業務を兼任することが可能な場合は、兼務することは可能であるが、事前に JPA スーパーバイザーの許可を得ること。

3. 「JPA セーフティトレーナー」の資格

- 3.1 基本的要件は、「JPA パフォーマンスインストラクター」であり、なおかつ JPA 公認スクールに所属していること。
- 3.2 JPA が推奨するスクールまたは講師のもとで、3 回以上のセーフティトレーニング受講経験があること。
- 3.3 JPA 認定セーフティトレーニングで実習を受けること。実習はセーフティトレーナーの指導実技の研修に重点が置かれる。評価は、2 名以上の JPA スーパーバイザーによって行われる。
- 3.4 EN-クラス B（または同等のクラス）以上のパラグライダーを用いて行う 4.1.2 項に掲載されたフライト実技を JPA スーパーバイザーもしくは JPA セーフティトレーナー立会のもとで行い、平均以上にマスターしている旨を証明しなければならない。
- 3.5 「JPA セーフティトレーナー」資格は、3 年間有効とする。有効期間内にセーフティトレーニングを 3 回以上、セーフティトレーナーとして指導したことを証明すれば、この資格はそのつど 3 年間延長される。
- 3.6 「JPA セーフティトレーナー」が、上記の証明をすることができないか、又は完全には証明できない場合、そのトレーナーの指導資格は停止する。
- 3.7 「JPA セーフティトレーナー」は、JPA が行う技術向上のための研修会に参加する義務を負う。

4. 「JPA 認定セーフティトレーニング」指導要領

4.1 理論講習

理論講習は、実技講習に先だて行われる。事前に理論講習を行っていない科目を練習してはならない。理論講習と実技講習との間隔は、3 ヶ月を超えてはならない。この期間を超過した場合、参加者には改めて理論指導を実施しなければならない。

- 4.1.1 フライトエリア及び水面上でのフライトトレーニングにおける特別なルール（船舶の航行、飛行禁止空域など）についての指導。

4.1.2 実技講習の内容に関する指導。

- アクティブ操作
- 異常飛行状態への対応
- 降下手段
- レスキューパラシュートの開傘

4.1.3 無線の使用方法についての指導。

4.1.4 水面ヘランディングした場合の対処方法についての指導。

4.2 実技講習

実技講習を行う前には、参加者が自ら責任を持ってフライト装備の点検を行うこと。点検には次の内容が含まれる。参加者は、事前に装備を点検した上で、誓約書を提出しなければならない。

1. EN または LTF の認証を受けたパラグライダーであること（* また、JPA 定期点検を受けたパラグライダーであることが望ましい）。
2. 適切な装備重量であること。
3. ブレークコードの調整が適切であること。
4. アクセレーター調整が適切であること。
5. ハーネスの調整が適切であること。
6. JPA レスキューパラシュートリガーもしくは FAA パラシュートリガー相当の有資格者によって 150 日以内にリパックされたレスキューパラシュートが装備されていること。

実際のフライト操作は、次のような 3 分野に区分される。

1. アクティブ操作
2. 異常飛行状態への対応
3. 降下手段

* 各科目は EN、LTF のパラグライダー認証フライトテスト程度とする。

* これら一連のフライト操作は、簡単なものから難易度の高いものへと段階を追って練習させなければならない。

5. 記録

各参加者の実技講習は書面またはビデオで記録され、セーフティトレーナーによって評価され、資料として保管される。

6. 事故

事故発生時は可能な限り迅速に JPA 事務局に連絡しなければならない。

2015 年 9 月 15 日

JPA 教育事業部